

議案第 11 号

野田市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

野田市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のよ
うに定める。

令和8年2月26日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

野田市体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和48年野田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

野田市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例

第1条中「野田市体育施設（以下「体育施設」という。）」を「野田市スポーツ施設（以下「スポーツ施設」という。）」に改める。

第2条中「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

第3条の表以外の部分中「体育施設」を「スポーツ施設」に改め、同条の表

「
中

野田市営関宿少年野球場

 を

野田市営関宿スポーツパーク

」

に改める。

第4条中「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

第4条の2各号列記以外の部分中「野田市営関宿少年野球場（以下「少年野球場」という。）」を「野田市営関宿スポーツパーク（以下「スポーツパーク」という。）」に改め、同条第1号及び第2号中「少年野球場」を「スポーツパーク」に改める。

第5条第1項中「体育施設」を「スポーツ施設」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

第5条第2項第2号中「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

第6条の見出し中「納入」を「納入等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、スポーツパークの使用料は、無料とする。

第8条及び第10条中「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

別表中「第6条」を「第6条第1項」に改め、5を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(野田市公衆トイレの設置及び管理に関する条例の一部改正)

2 野田市公衆トイレの設置及び管理に関する条例（平成30年野田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

「

別表中

関宿少年野球場公衆トイレ	野田市古布内1943番地2
--------------	---------------

」

「

野田市営関宿スポーツパーク内第1公衆トイレ	野田市古布内1943番地2
野田市営関宿スポーツパーク内第2公衆トイレ	野田市古布内1944番地2
野田市営関宿スポーツパーク内第3公衆トイレ	野田市古布内1940番地2

を

に改め

る。

提案理由

(仮称) 関宿スポーツフィールドの供用を開始することに伴い、名称及び使用料に関する規定等を整備しようとするものである。

野田市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(下線の部分は改正部分)

○ 野田市体育施設の設置及び管理に関する条例 (昭和48年野田市条例第14号)

改 正 案	現 行												
<p><u>野田市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例</u> (趣旨)</p>	<p><u>野田市体育施設の設置及び管理に関する条例</u> (趣旨)</p>												
<p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第225条及び第244条の2の規定に基づき、<u>野田市スポーツ施設</u>(以下「<u>スポーツ施設</u>」という。)の設置及び管理について必要なことを定めるものとする。 (設置)</p>	<p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第225条及び第244条の2の規定に基づき、<u>野田市体育施設</u>(以下「<u>体育施設</u>」という。)の設置及び管理について必要なことを定めるものとする。 (設置)</p>												
<p>第2条 野田市は、市民の<u>スポーツ施設</u>として運動場及び体育館を設置する。 (名称及び位置)</p>	<p>第2条 野田市は、市民の<u>体育施設</u>として運動場及び体育館を設置する。 (名称及び位置)</p>												
<p>第3条 <u>スポーツ施設</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>野田市宮関宿スポーツパーク</u></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用時間等)</p>	名称	位置	(略)		<u>野田市宮関宿スポーツパーク</u>	(略)	<p>第3条 <u>体育施設</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>野田市宮関宿少年野球場</u></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用時間等)</p>	名称	位置	(略)		<u>野田市宮関宿少年野球場</u>	(略)
名称	位置												
(略)													
<u>野田市宮関宿スポーツパーク</u>	(略)												
名称	位置												
(略)													
<u>野田市宮関宿少年野球場</u>	(略)												
<p>第4条 <u>スポーツ施設</u>の使用時間並びに休場日及び休館日は、規則で定める。 (指定管理者の業務)</p> <p>第4条の2 次に掲げる<u>野田市宮関宿スポーツパーク</u>(以下「<u>スポーツパーク</u>」という。)の管理に関する業務は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。</p> <p>(1) <u>スポーツパーク</u>の利用に関する業務 (2) <u>スポーツパーク</u>の施設及び設備の維持管理に関する業務 (3) (略)</p> <p>(使用の許可)</p>	<p>第4条 <u>体育施設</u>の使用時間並びに休場日及び休館日は、規則で定める。 (指定管理者の業務)</p> <p>第4条の2 次に掲げる<u>野田市宮関宿少年野球場</u>(以下「<u>少年野球場</u>」という。)の管理に関する業務は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。</p> <p>(1) <u>少年野球場</u>の利用に関する業務 (2) <u>少年野球場</u>の施設及び設備の維持管理に関する業務 (3) (略)</p> <p>(使用の許可)</p>												
<p>第5条 <u>スポーツ施設</u>又は設備を使用しようとする者は、市長(指定管理者が管理する施設にあっては指定管理者。以下この条において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。</p> <p>(1) (略) (2) <u>スポーツ施設</u>の管理上支障があると認められるとき。</p>	<p>第5条 <u>体育施設</u>又は設備を使用しようとする者は、市長(指定管理者が管理する施設にあっては指定管理者。以下この条において同じ。)の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。</p> <p>(1) (略) (2) <u>体育施設</u>の管理上支障があると認められるとき。</p>												

(3) (略)
(使用料の納入等)

第6条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、スポーツパークの使用料は、無料とする。

(特別の設備)

第8条 使用者は、スポーツ施設及び敷地内に特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長(指定管理者が管理する施設にあっては指定管理者)の許可を受けなければならない。

(損害賠償)

第10条 使用者は、故意又は重大な過失によりスポーツ施設及び備品を破損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

別表(第6条第1項)

1~4 (略)

(削る。)

(3) (略)

(使用料の納入)

第6条 (略)

(特別の設備)

第8条 使用者は、体育施設及び敷地内に特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長(指定管理者が管理する施設にあっては指定管理者)の許可を受けなければならない。

(損害賠償)

第10条 使用者は、故意又は重大な過失により体育施設及び備品を破損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

別表(第6条)

1~4 (略)

5 野田市営関宿少年野球場使用料

区分	使用料
少年野球	無料
備考 少年野球場の管理運営上、支障がないと指定管理者が認めたときは、少年野球以外に利用することができる。この場合においても、使用料は、無料とする。	

○ 野田市公衆トイレの設置及び管理に関する条例(平成30年野田市条例第28号)(附則第2項関係)

改正案	現行																				
別表(第2条)	別表(第2条)																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>野田市営関宿スポーツパーク内第1公衆トイレ</td> <td>野田市古布内 1943番地2</td> </tr> <tr> <td>野田市営関宿スポーツパーク内第2公衆トイレ</td> <td>野田市古布内 1944番地2</td> </tr> <tr> <td>野田市営関宿スポーツパーク内第3公衆トイレ</td> <td>野田市古布内 1940番地2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		野田市営関宿スポーツパーク内第1公衆トイレ	野田市古布内 1943番地2	野田市営関宿スポーツパーク内第2公衆トイレ	野田市古布内 1944番地2	野田市営関宿スポーツパーク内第3公衆トイレ	野田市古布内 1940番地2	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>関宿少年野球場公衆トイレ</td> <td>野田市古布内 1943番地2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		関宿少年野球場公衆トイレ	野田市古布内 1943番地2	(略)	
名称	位置																				
(略)																					
野田市営関宿スポーツパーク内第1公衆トイレ	野田市古布内 1943番地2																				
野田市営関宿スポーツパーク内第2公衆トイレ	野田市古布内 1944番地2																				
野田市営関宿スポーツパーク内第3公衆トイレ	野田市古布内 1940番地2																				
(略)																					
名称	位置																				
(略)																					
関宿少年野球場公衆トイレ	野田市古布内 1943番地2																				
(略)																					